

第 2 編 議会監査

第 1 章 議会

○大隅肝属広域事務組合議会の定例会の回数を定める条例

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合条例第8号

肝属地区一般廃棄物処理組合議会定例会の回数を定める条例（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合条例第7号）の全部を改正する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づく大隅肝属広域事務組合議会の定例会の回数は、年2回とする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する